

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鳥 取 市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 鳥取地域

#### (1) 現況

本地域は、鳥取県の県都として、また、鳥取県東部の政治経済、産業及び文化の中心として位置づけられた地域である。

農業については、千代川水系流域の平地を中心とした水稲作や野菜作をはじめ湖山砂丘地を生かしたかんしょ生産、中山間地での水稲作や梨・桃などの多様な果樹作が営まれている状況である。

しかし、中山間地域を中心に、就農者の高齢化や耕作放棄となる農地が増加してきており、担い手への農地の集積・集約化や地域の共同した保全活動が求められている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、水質保全や景観形成及び水田貯留機能増進などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、環境負荷の軽減に資する農業生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい傾斜耕地について、安定した営農が図れるよう、生産コスト差の是正に努めるものとする。

### 2. 国府地域

#### (1) 現況

本地域は、歴史が古く、かつて因幡の国庁が置かれていた。扇の山麓から千代川にかけてなだらかな耕地が広がっている古くから開発のすすんだ地域である。

農業については、稲作が盛んであり、主食用のみならず本地域西部では種子用水稲の栽培も盛んである。また、都市近郊のため玉葱等の蔬菜園芸が全域で行われている、かつては傾斜地を利用した山間地での大規模な果樹栽培

もあつたが近年は廃園が進み平坦地及び比較的平坦な中間地域での栽培に移行しつつある。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、水質保全や景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、併せて環境負荷の軽減に資する農業生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## 3. 福部地域

### (1) 現況

本地域は、1の北東部に位置し、日本海海岸の砂丘地を利用した特産の砂丘らっきょうや全域での梨栽培、稲作栽培が中心に行われている。

塩見川上流域は、傾斜耕地が点在しており、平場地域と比べて生産条件が著しく不利なものとなっている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、砂丘地を利用したらっきょうや梨は、当地を代表する特産物となっており、減農薬や有機肥料の使用に配慮した生産方式の普及に努めることとする。

また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## 4. 河原地域

### (1) 現況

本地域は、1の南に隣接し、千代川水系流域に耕地が広がっており、主に稲作が経営されている。また、千代川支流のそれぞれの河川上流域では傾斜耕地が点在しており、地形を利用した梨や柿などの果樹栽培、棚田等による稲作栽培が行われているが、平場の耕地に比較し、生産条件が不利なものとなっている。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、併せて環境負荷の軽減に資する農業生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## 5. 用瀬地域

### (1) 現況

本地域は、4と同様千代川水系流域に耕地が広がっており、主に稲作が経営されている。また、千代川支流のそれぞれの河川上流域では傾斜耕地が点在しており、地形を利用した棚田等による稲作栽培が行われているが、平場の耕地に比較し、生産条件が不利なものとなっている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、併せて環境負荷の軽減に資する農業生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## 6. 佐治地域

### (1) 現況

本地域は、千代川の支流である佐治川沿いに耕地が点在しており、谷は深く山は高い典型的な中山間地となっている。

農業については、比較的平場である川沿いや急傾斜地域での棚田等により、稲作栽培が行われている。また、飯盛山を利用した赤梨が代表される果樹栽培も行われている。一方少子高齢化やそれに伴う後継者不足が進行しており、生産条件も他地域に比べて不利な地形となっている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、併せ

て環境負荷の軽減に資する農業生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## 7. 気高地域

### (1) 現況

本地域は、日本海海岸の砂丘地、日本海に注ぐ浜村川及び永江川流域を中心に拓け耕地は比較的広く、稲作を主体に、瑞穂の生姜をはじめ多様な農作物が栽培されている。

一方、本地域は、耕地面積に比べて河川の水量等が少なく、ため池や地下水灌漑が発達している地域でもある。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、減農薬や有機肥料の使用に配慮した生産方式の普及に努めることとする。

## 8. 鹿野地域

### (1) 現況

本地域は、7の南に位置し、鷲峰山麓沿いに耕地が拓け、豊富な水により、古くから稲作が行われていた。山間部は典型的な傾斜耕地となっており、鷲峰山などに源をもつ河内川を中心に小平地が開け、水田畑地となっている。また、転作田を利用したそば栽培やそれを使用したそば食が特産化されている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、減農薬や有機肥料の使用に配慮した生産方式の普及に努めることとする。

また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## 9. 青谷地域

### (1) 現況

本地域は、日本海海岸に良港を有し、漁業が盛んであり、日置川及び勝部川流域の耕地や上流部の傾斜耕地では棚田等による稲作が行われている。良質な水を利用した銘酒や因州和紙など、地域資源を生かした特色ある地場産業が盛んである。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、農地の保全を維持しつつ、生態系保全や水質保全及び景観形成などの農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し、減農薬や有機肥料の使用に配慮した生産方式の普及に努めるなど、多面的機能の発揮の促進を図る。また、生産条件の不利な傾斜耕地を有する区域については、生産コスト差を是正する取り組みに努めるものとする。

## **3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鳥取地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	国府地域	
③	福部地域	
④	河原地域	
⑤	用瀬地域	
⑥	佐治地域	
⑦	気高地域	
⑧	鹿野地域	
⑨	青谷地域	

## **4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

## **5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別 紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に鳥取市対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

① 特定農山村法、山村振興法、過疎法により指定されている地域

神戸地区、東郷地区、明治地区、国府町全域、福部町全域、河原町全域、用瀬町全域、佐治町全域、鹿野町全域、青谷町全域

② 知事特認基準対象地域

a 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域

大和地区、松保地区、吉岡地区、大郷地区、末恒地区、気高町宝木地区、気高町酒津地区

b 三法指定地域に地理的に接する農用地(三法指定地域に接する集落(三法指定地域からの地形が連続している地域内の集落を含む。)の区域)

鳥取地区、米里地区、倉田地区、面影地区、美穂地区、大正地区、豊実地区、津ノ井地区、気高町瑞穂地区、気高町浜村地区、気高町逢坂地区

イ 対象農用地

① 特定農山村法、山村振興法、過疎法により指定されている地域

a 急傾斜農用地

傾斜度が田については1/20以上、畑、果樹園、草地及び採草放牧地については15度以上ある農用地。

b 緩傾斜農用地

傾斜度が田については1/100以上1/20未満、畑、果樹園、草地及び採草放牧地については8度以上15度未満である農用地。

なお傾斜度は、主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

c 自然条件により小区画・不整形

次の(1)～(3)をすべて満たす農用地

(1) 団地内のすべての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

(2) 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。

(3) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

d 高齢化率・耕作放棄率ともに高

高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

② 知事特認基準対象地域

a 急傾斜農用地

傾斜度が田については1/20以上、畑、果樹園、草地及び採草放牧地については15度以上ある農用地。

b 緩傾斜農用地

傾斜度が田については1/100以上1/20未満、畑、果樹園、草地及び採草放牧地については8度以上15度未満である農用地。

ただし、一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連坦している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

なお傾斜度は、主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者として鳥取市長が認定する者は、平成16年11月1日の市町村合併以前の市町村行政区域毎に策定されている水田農業ビジョンに担い手として位置づけられている経営体に該当する者とする。

(3) その他必要な事項

1) 土地改良通年施行等の取扱い等

① 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日（令和2年度においては8月31日）までに、国若しくは地方

公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

なお、①(ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(エ) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

(オ) 客土事業

(カ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

## ② 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

①の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

## ③ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。

## 2) 自然災害を受けている農用地の取扱い

① 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置づけられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を鳥取市長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、令和6年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和6年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。

② 自然災害を受けている農用地については、「土地改良事業等補助金」のうち、「農地災害復旧事業」を活用し、復旧することを推進する。なお、その実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 本補助金の対象となる者は、土地改良事業等の実施に当たり利益を受ける団体又は個人とする。

3) 田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価（対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）を適用するものとする。